

交付申請の受付：令和6年5月15日（水）～11月29日（金）

空き家

支援制度があります

最大 **100万円** 補助！

移住・定住を
お考えの方へ

改修



竹原市空き家改修移住・定住支援事業

移住・定住者が空き家を取得し、居住のために改修を行う方に補助します。

対象となる空き家

竹原市空き家バンクに登録された物件、
1戸建ての住宅、併用住宅のうち、居住
の用に供されなくなった日から1年以上
経過した建物

補助率・補助上限

補助率 1/2

補助上限

①同居者に18歳未満の子どもがいる世帯。②妊
娠している方がいる世帯。③新婚（配偶者を得て
5年以内、かつ夫婦の年齢の合計が80歳以下）
である世帯。 100万円
それ以外の世帯 50万円

対 象 者

- 継続して1年以上市外に住所を有している者又は取得した空き家の所在地に
住民登録した者で当該登録の際に継続して1年以上市外に住所を有していた者
- 空き家を取得してから、6カ月を経過していない方
（3親等以内の親族から取得した方は除きます。）
- 取得した空き家に住民登録した方又は 登録する予定の方
- 取得した空き家に10年以上居住する意志がある方等
- ※10年未満で死亡・転出等で空き家になった場合は
補助金の返還となる可能性があります。



対象となる事業

- 居住するために必要な空き家の改修で法令に違反しないもの
- 市内に事業所がある個人事業主又は法人が行う改修工事等

本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

★【フラット35】**地域連携型**とは、地方移住者等に対する積極的な
取組を行う竹原市と住宅金融支援機構が連携し、【フラット35】の
借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。



【フラット35】
の借入金利から

年▲**0.25%**

竹原市空き家財道具等処分支援事業

空き家の家財道具等を処分する方に補助金します。

※補助金交付後2年以上、空き家バンクへ登録
又は宅地建物取引業者との媒介契約をすること

家財処分で
お困りの方

対象となる空き家

○竹原市空き家改修移住・定住支援事業と同じ



対象者

○空き家の所有者若しくはその配偶者又はその親族（3親等以内）の方

○自ら家財道具等処分を行わない場合は、市内に事業所のある事業者へ委託される方

対象となる事業

○家財道具等の運搬及び処分

最大10万円補助
補助率1/2

竹原市特定空き家等及び不良空き家除却支援事業

特定空き家等及び不良空き家を解体する方に補助します。

対象となる空き家

○特定空き家等又は不良空き家※

※不良空き家とは、市が危険建物と認定した建物です。事前認定は随時受付中。



対象者

○空き家の所有者又はその相続人の方等

対象となる事業

○市内に事業所がある個人事業主又は法人が行う除却工事等

（特定空き家等は補助率1/2、上限50万円）

補助制度の詳細は、お問い合わせください。

竹原市都市整備課住宅建築係

☎ (0846) 22-7749

メールアドレス：toshi@city.takehara.lg.jp

建物解体で
お困りの方

不良空き家

最大30万円補助
補助率1/3